

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	(地域医療課)	27
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課)	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	27
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)……………		28

告 示

北海道告示第505号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年7月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

名 称 医療法人社団悠仁会羊ヶ丘病院

所在地 札幌市厚別区青葉町3丁目1番10号

北海道告示第506号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

平成30年7月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項医療法人札幌麻生脳神経外科病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改め、同項医療法人社団研仁会北海道脳神経外科記念病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改め、同項医療法人社団悠仁会羊ヶ丘病院の事項を削り、同項医療法人豊和会新札幌豊和会病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

函館市の項独立行政法人国立病院機構函館病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改め、同項医療法人社団函館脳神経外科病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改め、同項共愛会病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

小樽市の項医療法人社団北匠会小樽中央病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

旭川市の項豊岡中央病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

室蘭市の項市立室蘭総合病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

釧路市の項医療法人社団三慈会釧路三慈会病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改め、同項独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院の事項中「独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院」を「独立行政法人労働者健康安全機構釧路労災病院」に改め、「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改め、同項総合病院釧路赤十字病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改め、同項市立釧路総合病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

苫小牧市の項王子総合病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

稚内市の項社会医療法人禎心会稚内禎心会病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

芦別市の項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

名寄市の項名寄市立総合病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

千歳市の項医療法人社団いずみ会北星病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

倶知安町の項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

下川町の項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

遠別町の項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

遠軽町の項J A北海道厚生連遠軽厚生病院の事項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

興部町の項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

白老町の項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

厚岸町の項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

標津町の項中「平成30.6.30」を「平成33.6.30」に改める。

北海道告示第507号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年7月17日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件の変更に係る保 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。） 安林の所在場所 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）	15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成30年7月17日（火）から同年8月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年7月17日 北海道空知総合振興局長 佐々木 誠 也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 北海道土木工事設計積算システム端末機器（75台）の賃貸借 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成30年12月1日から平成35年11月30日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第	4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入札日時 平成30年8月29日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月28日（火）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求できない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
- (3) 電 話 番 号 011-561-0383

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 75 sets
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 29, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than August 28, 2018)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional

Administration, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383

北海道十勝総合振興局告示第68号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月17日

北海道十勝総合振興局長 三 井 真

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台（交換契約により除雪トラック（10t級6×6専用型）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック1台を契約の相手方から調達する。）

イ 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台

ウ ロータリ除雪車（1.3m／700t） 1台

エ ロータリ除雪車（2.2m／2,300t） 1台

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成31年3月27日（水）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年度北海道告示第15号に規定する物品の購入（土木建設機械器具）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年7月17日（火）から同年8月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部2階A会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成30年8月29日（水）午後2時（送付による場合は、同月28日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合

う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：obihirodoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のアによることとし、契約書の作成は要する。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

(3) 電話番号 0155-26-9094

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Snow Removing Truck (10 tons class) Quantity 1

b Snow Removing Truck (10 tons class) Quantity 1

c Rotary Snow Remover (length 1.3 meter / 700 tons class) Quantity 1

d Rotary Snow Remover (length 2.2 meter / 2,300 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., August 29, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than August 28, 2018)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Obihiro Department of Public Works Management, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-Chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-26-9094

正 誤

○平成30年7月3日（第2997号）

北海道警察本部告示第293号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
3 右 28

誤

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

正

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(1)のアによることとし、契約書の作成は要する。

ページ 欄 行
3 右 30及び31

誤

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

正

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

○平成30年7月3日（第2997号）

北海道警察本部告示第294号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
5 左 8

誤

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

正

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(1)のアによることとし、契約書の作成は要する。

ページ 欄 行
5 左 10及び11

誤

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

正

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。